



2026年2月17日

各 位

会 社 名 株式会社ラバブルマーケティンググループ
代表者名 代表取締役社長 林 雅之
(コード：9254、東証グロース)
問合せ先 執行役員 コーポレート本部管掌 中川 徳之
(TEL. 03-6381-5291)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年12月24日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について2026年1月29日開催の第12回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において議案が承認されましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

当社の事業年度は毎年11月1日から翌年10月31日までとしておりますが、2025年11月の第三者割当実施後に当社の親会社となったAIフュージョンキャピタルグループ株式会社と事業年度を一致させ、グループ全体として経営管理等における効率的な業務運営を推進するため、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとすることといたします。この事業年度の変更に伴い、当社定款について、現行定款第43条（事業年度）の変更だけでなく、同変更による調整のため、現行定款第12条（招集）、第13条（定時株主総会の基準日）、第44条（剰余金の配当の基準日）及び第45条（中間配当）の各条項に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を設けるものであります。

2. 決算期変更の内容

現在	毎年10月31日
変更後	毎年3月31日

（注）決算期変更の経過期間となる第13期は、2025年11月1日から2026年3月31日までの5か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

2025年12月12日に公表いたしました「2026年10月期の連結業績予想」への影響につきましては、現在精査中ではありますが、今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

4. 定款の一部変更

（1）定款変更の理由

事業年度の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は以下の通りであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>1月</u> に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。
(事業年度) 第43条 当会社の事業年度は、毎年 <u>11月1日</u> から翌年 <u>10月31日</u> までの1年とする。	(事業年度) 第43条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。	(剰余金の配当の基準日) 第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。
(中間配当) 第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>4月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。
(新設)	附則 <u>第1条 第43条の規定にかかわらず、第13期事業年度は2025年11月1日から2026年3月31日までとする。</u>
(新設)	<u>第2条 前条及び本条は、2026年3月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u>

5. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2026年1月29日

定款変更の効力発生日 2026年1月29日

以上